

速度取締り指針

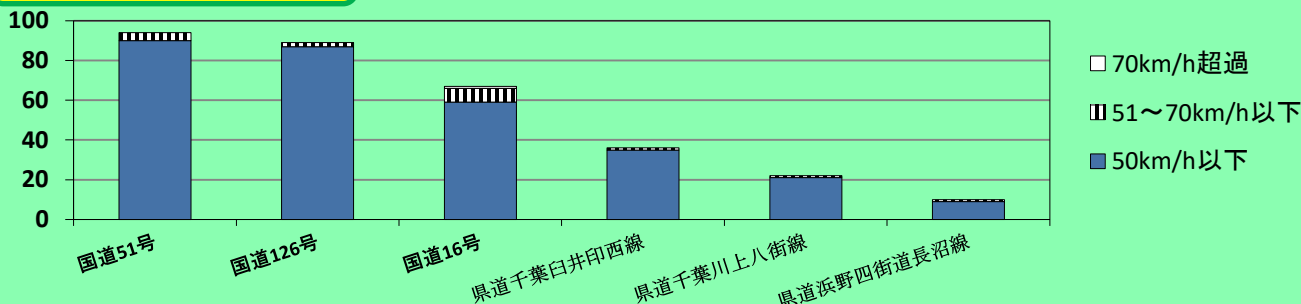
令和3年7月
千葉東警察署

速度取締り重点

番号	重点路線	重点時間	地区	規制速度
1	国道51号	13:00~17:00	貝塚地区	60km/h
2	国道126号	13:00~17:00	加曽利地区	40km/h
3	市道(モノレール通り)	13:00~17:00	桜木地区	40km/h

交通事故実態

☆ 重点以外の路線、時間帯であっても取締りを実施することがあります。

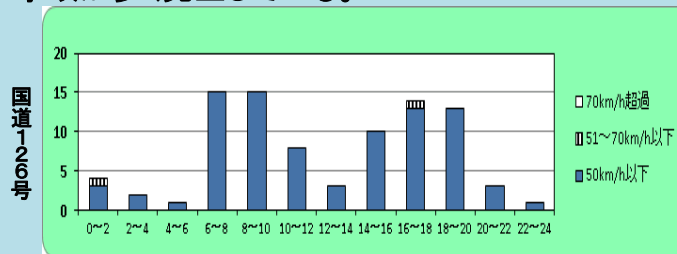
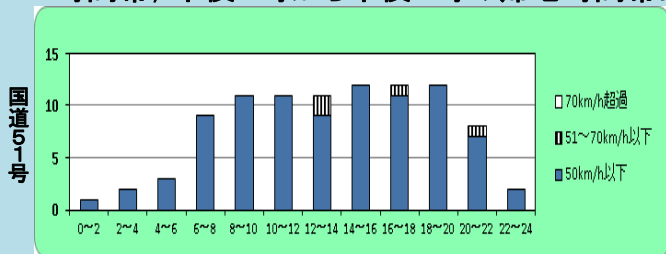


主な路線別・交通人身事故発生状況(過去3年)

- 過去3年における国道上において発生した人身事故の発生件数は250件である。
- 路線別では、国道51号は94件、国道126号は89件、国道16号は67件で、国道上での発生率は極めて高い。
- 国道上で発生した、重大事故に至る可能性がある高速度(51~80km/h超)の事故は14件(5.6%)で、県道3件(4.2%)と比べて多い。

時間帯別・交通人身事故発生状況(過去3年)

- 過去3年の国道51号及び国道126号における時間帯別の発生状況を比較すると、国道51号にあつては8時から20時までの稼働時間帯、国道126号にあつては6時から10時の通勤・通学時間帯、午後4時から午後8時の帰宅時間帯に事故が多く発生している。



～令和3年上半期の人身事故発生状況～

- 千葉東警察署管内では、交差点における横断歩行者と普通乗用自動車の関係する交通事故、大型貨物自動車の単独交通事故の2件の交通死亡事故が発生している。
- 千葉東警察署管内での交通人身事故発生件数は138件で前年比19件減少、国道における人身事故発生件数は33件で、全発生件数の約24%を占めており、前年比2件の増加となっている。

その他の交通指導取締り要点

白バイ・パトカーによる速度取締りのほか、飲酒運転、通行禁止違反、横断歩行者等妨害違反等、歩行者・児童を守る取締りを強化します。